

令和元年11月18日

お客さま各位

富山県信用組合

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を 踏まえた預金規定等の改定について

平素は、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、日本および国際社会が取り組まなければならない課題であるマネー・ローンダリング（麻薬などの犯罪行為で得た不正資金、賄賂など資金洗浄行為）およびテロ資金対策の重要性が近年益々高まっており、適切な対応が求められています。

当組合は、2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年3月より、預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切に対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部の取引を制限等させていただく場合があります。

上記の変更に伴い、以下のとおり預金規定等を改定いたします。
改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

1. 対象となる預金規定等

(1) 当座勘定規定

(2) 流動性預金共通規定

※流動性預金共通規定は以下の規定に適用されます。

普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）

納税準備預金規定

貯蓄預金規定

(3) 通知預金規定

(4) 総合口座取引規定

(5) 定期預金共通規定

※定期預金共通規定は以下の規定に適用されます。

期日指定定期預金規定

自動継続期日指定定期預金規定

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

自由金利型定期預金規定（大口定期）

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

- 変動金利定期預金規定
- 自動継続変動金利定期預金規定
- 据置期間後解約自由定期預金規定
- 自動継続据置期間後解約自由定期預金規定
- (6) 定期積金規定
- (7) 財産形成期日指定定期預金規定
- (8) 財産形成年金預金規定
- (9) 財産形成住宅預金規定

2. 規定適用開始時期

令和2年3月1日

3. 主な改定内容（例：流動性預金共通規定）

- (1) 「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。
- (2) 当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があることなどを記載した「取引の制限」条項を新設します。

※流動性預金共通規定以外の規定についても同様の改定を行います。

改定後の規定は、以下の【参考】をご確認ください。

以 上

【参考】

流動性預金共通規定

10. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合において、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を当組合所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当組合に届け出た在留期間が経過した場合、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 3年以上利用のない預金口座は、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当組合は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

11. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 第10条第1項から第4項に定める取引の制限に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合
- (3) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合も同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。